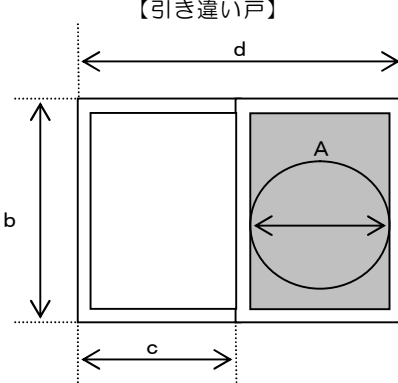


● 1 開口部の取扱い ☆

有効な開口部の判定は、次表によること。

ガラスの種類		開口部の条件		足場有	足場無	備考
普通ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○	注)  $\text{○印} = b \times d$ $\text{△印} = b \times c$ Aは、50 cm以上の円が内接又は 1m以上の円が内接すること。 ただし、次の場合は 50 cm以上の円と同等に取扱う $b = 1.0\text{m}$ 以上 (足場がある場合 0.65m以上) $c = 0.45\text{m}$ 以上 (足場がある場合 0.40m以上)	
		FIX	○	○		
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×		
		FIX	×	×		
鉄線入・鉄網入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△		
		FIX	×	×		
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×		
		FIX	×	×		
強化・耐熱ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○		
		FIX	○	○		
合わせガラス	FL 厚さ 6.0mm 以下 + PVB30mil (膜厚 0.76mm) + FL 厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	△	△		
			△	△		
	△		×			
	△		×			
	△		×			
	△		×			
	FIX		×	×		
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(合わせガラスを除く)により評価し全体の判断を行う。					
ガラス入り扉	ガラス部分の一部を破壊し、外部から開錠して開けられる場合			○		
シャッター	軽量	手動式		○		
		電動式 非常電源付		○		
	重量	水圧開放式 (●4参照)		○		
		電動式 非常電源付		○		
オーバースライダー	手動式			×		
	手動式	水圧開錠付		○		
	電動式	非常電源付		○		

◇●1 平成 25 年 1 月 1 日改訂

◇●1 平成 28 年 4 月 1 日改訂

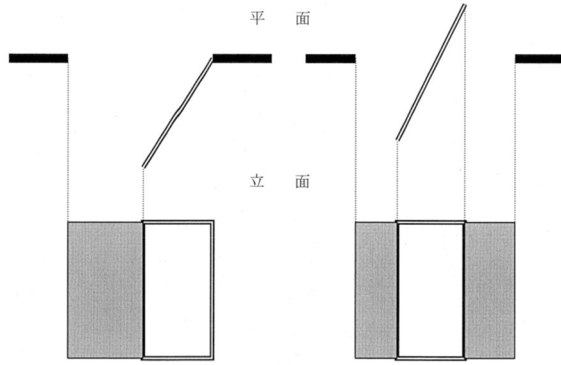
◇●1 平成 30 年 1 月 1 日改訂

◇●1 令和 4 年 4 月 1 日一部追加

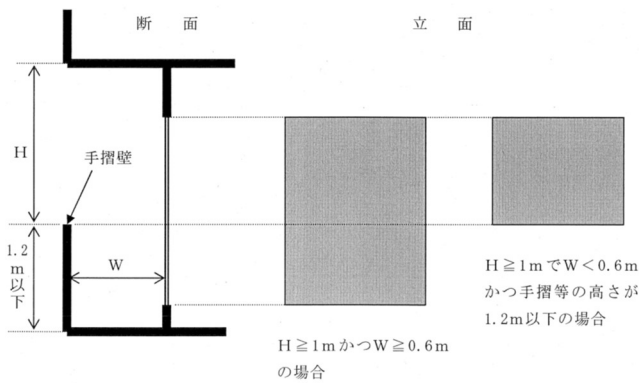
◇ 無窓階

● 2 有効な開口部

(1) 突き出し窓、回転窓



(2) 外壁面にバルコニー等がある場合 ☆



(3) 踏み台を設けた場合

次のア～オのすべてに適合する場合は有効な開口部として算定可能とする。 ☆

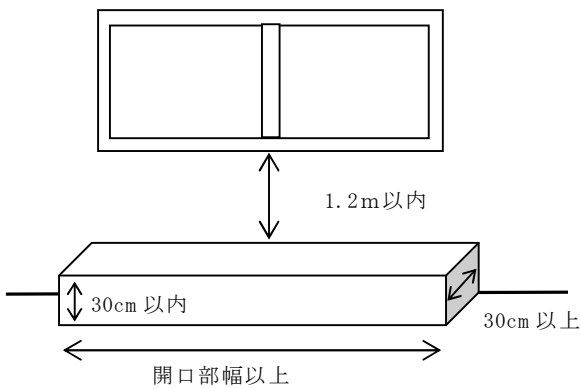
ア 踏み台上面から開口部の下端までの高さは 1.2m 以内である。

イ 踏み台は不燃材料で造られていること。

ウ 壁面とすき間が無く、床面に固定されていること。

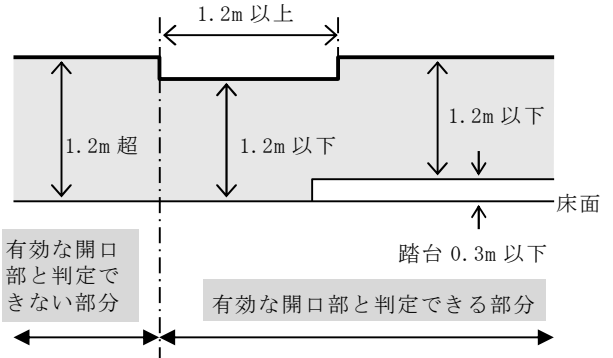
エ 踏み台は高さ 30cm 以内、奥行き 30cm 以上、幅は開口部以上の幅以上であること。

オ 避難上支障なく設置されていること。



カ ベランダ等の手摺側に踏み台を設ける場合も前記オの例によるが、部分的に段差を設ける場合は次図によること。 ☆

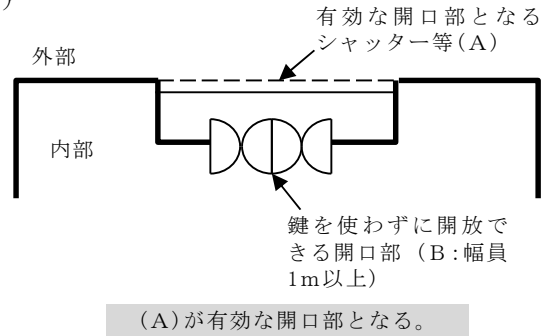
なお、部分的に中間部の手摺の高さを 1.2m 以下とする場合は、その部分の幅を 1.2m 以上とした場合に床面からの開口部を有効な開口部とすることができる。



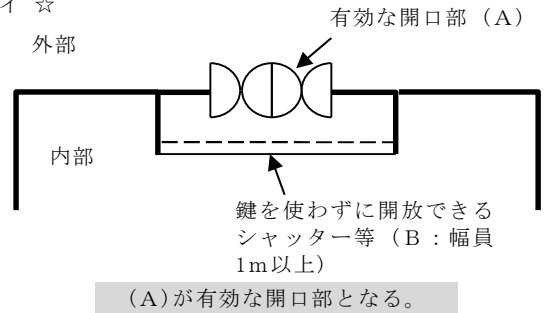
◇カ平成 25 年 1 月 1 日追加

(4) 二重に扉等が設けられている場合 ☆
次の場合は有効な開口部として算定する。

ア



イ ☆



◇(4)平成 25 年 1 月 1 日追加

(5) 開口部に手摺りが設けられている場合

次のア～ウのすべてに適合する場合は、消防法施行規則第 5 条の 3 第 2 項第 3 号「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から解放し」に該当するものであること。

ア 材質について、火災の際、熱で変形し解除できなくなることにより内部からの避難及び外部からの解放の妨げとならないものであること。(ステンレス、アルミ等)

イ 消防隊が特殊な工具を使用せずに解除できる一動作式のものであること。(サムターンのような 90° ダイヤル回転式が望ましい。)

ウ 内部及び外部から容易に開放できること。(おむね 3 秒以内)

◇(5)平成 30 年 1 月 1 日追加

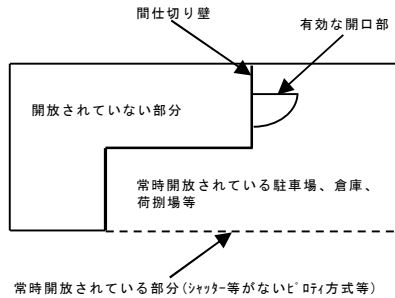
● 3 無窓階判定の単位

- (1) ◇ (1)平成 23 年 9 月 1 日追加
◇ (1)平成 30 年 1 月 1 日削除

(2) 渡り廊下部分の有効な開口部は、その渡り廊下により別棟の取扱いとなるそれぞれの棟の延面積で按分し、その面積をそれぞれの棟に合算できるものであること。 ☆

◇(2)平成 25 年 1 月 1 日追加

(3) 常時開放されている駐車場、倉庫、荷捌場等で、間仕切壁に有効な開口部がある場合は、常時開放されている部分も有効な開口部とし、駐車場、倉庫、荷捌場等の部分も含めた全体の床面積で判定することができる。

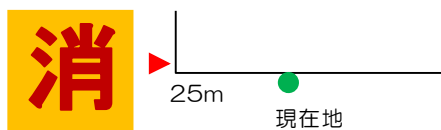


◇(3)平成 25 年 1 月 1 日追加
◇(3)平成 30 年 1 月 1 日改訂

● 4 水圧開放装置

水圧開放装置は、消防隊の注水によってシャッター等を開放する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- (1) 開放方式は、次によること。 ☆
 - ア シャッター等の施錠を開放するもの
 - イ シャッター等を直接開放するもの
 - ウ シャッター等の開放用電動モーター（◇非常電源に規定する自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備による非常電源が設けられているものに限る。）を起動させるもの
- (2) 結合金具は、呼称 65 の差込式の受け口とすること。
- (3) シャッター等を直接開放するものにあつては、過巻き込みを防止する措置がとられていること。
- (4) シャッター等を直接開放するものにあつては、送水を停止してもシャッター等が自重で閉鎖しないものであること。
- (5) 送水口は、地盤面から 0.5m 以上 1.0m 以下の場所に設けること。 ☆
- (6) 送水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。 ☆
- (7) 送水口は、水圧開放するシャッター等の直近に設けること。やむを得ず当該シャッター等から容易に見通せない場所に送水口を設ける場合は、当該シャッター等に送水口の位置を示す案内図を設けること。



※ 案内図の例
◇(7)平成 25 年 1 月 1 日追加

(8) 送水することにより、電気によって解錠するものにあつては、一つの送水口で複数のシャッター等を開放できるものとするができる。

◇(8)平成 25 年 1 月 1 日追加

(9) 財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

● 5 水圧開錠装置

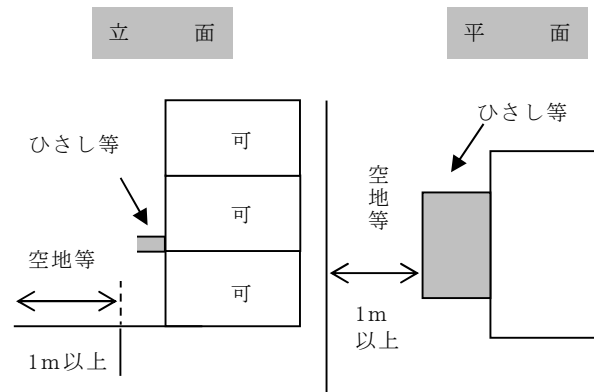
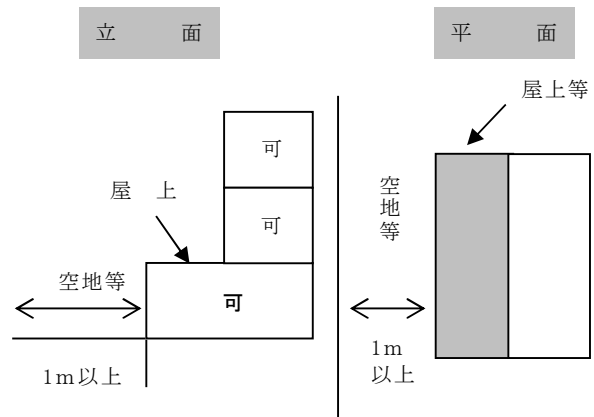
水圧開錠装置は、消防隊の注水によってシャッター等に設けられた鍵を開錠する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- (1) 注水口は、地盤面から 0.5m 以上 1.5m 以下の場所に設けること。
- (2) 注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。 ☆
- (3) 財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

● 6 通路その他空地の取扱い

規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

(1) 屋上・バルコニー又はひさし等が設けられている場合の上階部分は、屋上・バルコニー又はひさし等の端部から幅員 1m 以上の空地等が確保されている場合にあつては、避難及び消火活動上有効な開口部として算定できること。 ☆

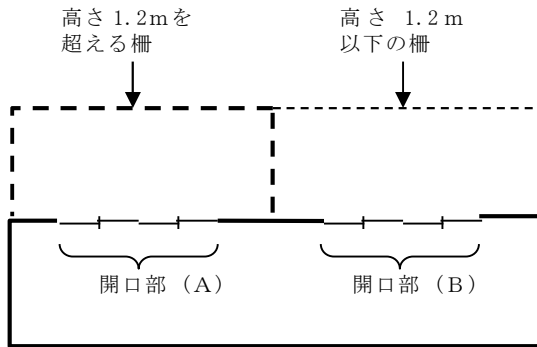


(2) 樹木、池等が開口部の前面にはないが、通路等となる空地の幅 1m 以内の部分にある場合は、避難及び消火活動等に支障が無い場合に限り認められるものとする。ただし、芝生や花壇の草花の様に背丈が高くなると認められるものにあつては、有効開口部の前面にあつても支障ないものとする。 ☆

◇(2)図平成 24 年 1 月 1 日削除

◇ 無窓階

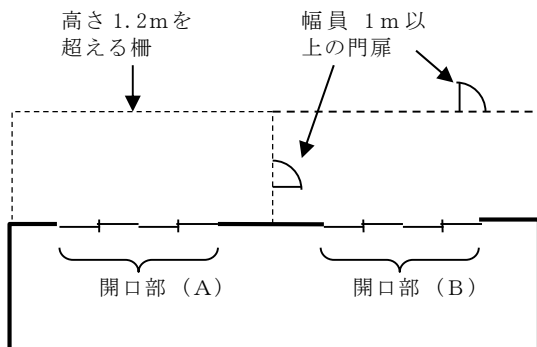
(3) 道路等に通じる空地に 1.2m を超える高さの塀や柵等 (1.2m 以下であっても有刺鉄線や侵入又は脱出を妨げる措置が取られたものも含む。) を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認められないものであること。



開口部 (A) は有効な開口部として認められない。

◇(3)平成 25 年 1 月 1 日追加

(4) 道路等に通じる空地に地盤面から 1.2m を超える高さの門扉等を設ける場合は、開放したときの幅員を 1m 以上とし、施錠 (固定) 装置は、鍵を用いることなく開放できるものであること。



開口部 (A) 及び (B) は、共に有効な開口部として認められる。

◇(4)平成 25 年 1 月 1 日追加

◇●6平成 21 年 10 月追加

●7 什器等の取扱い

店舗等において、開口部に設置する什器等で次の条件を全て満たすものは、その開口部を有効開口部とすることができる。

- (1) 高さ 1.5m、幅 2m、奥行 0.6m 以下であること。
- (2) キャスター付きで、ロック機能が無いこと。
- (3) 一般の人が 1 人で 3 秒以内に 1m 以上移動させることができること。

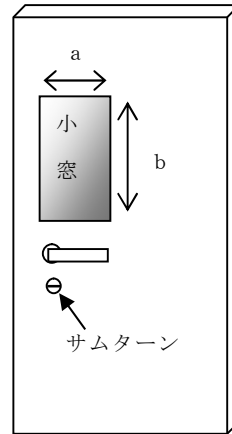
◇●7平成 21 年 10 月追加

●8 鉄扉等に設ける破壊用の小窓

一部を破壊してサムターン等の施錠装置 (以下「施錠装置」という。) を開放することにより有効な開口部とする場合は、次によること。 ☆

- (1) 小窓の大きさは横 20cm 以上、かつ、縦 40cm 以上
- (2) 小窓に用いるガラス等は普通ガラス厚さ 6.0mm 以下若しくは鉄線入り・鉄網入り板ガラス 6.8mm 以下等の容易に破壊できるもの

(3) 施錠装置は小窓の下端から 25cm 以内



a = 20cm 以上
b = 40cm 以上

※ 小窓にガラスを設ける場合にあつては、普通ガラスは厚さ 6.0mm 以下、鉄線入り及び鉄網入り板ガラスは厚さ 6.8 mm 以下とすること。

◇●8平成 24 年 1 月 1 日追加

◆ 通知

○ 避難上又は消火活動上有効な開口部における普通ガラスの取扱いについて

昭和 58 年 10 月 3 日局指導係執務資料

昭和 58 年 9 月 27 日付消第 1371 号による「避難上又は消火活動上有効な開口部における網入板ガラス入り戸の取扱いについて」の通知文書により、普通ガラスの取扱いについても、今後下記のとおり運用することとしたので、ご指導方願います。

記

普通ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (「クレセント付」) で外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものに限り厚さ 10mm 程度のもので規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に適合するものとして取扱って差し支えないものであること。

なお、6mm 以下の普通ガラスの取扱いについては従来とおりとする。

○ 避難施設等の施錠について

平成 4 年 2 月 17 日指導係

最近防火対象物の避難階段等を電気錠で施錠したい旨の相談が多数きており、局指導係で下記により取扱われるよう指導済ですので通知します。

記

避難階段を電気錠で施錠する場合には内側から鍵を用いず開錠できる装置を設けること。(煙感知器等の作動により連動して開錠するものを除く。)

また、屋外から消火活動等に入る場合は、煙感知器の作動又は防災センター等において遠隔操作ができるものであること。

○ 避難上又は消火活動上有効な開口部における強化ガラスの取扱いについて

平成 8 年 3 月 15 日新消指第 1522 号
消防局予防課長

消防法第 5 条の 2 に規定する「避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階」を判定する場合の強化ガラスの取扱いについて、今後、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

強化ガラスを使用した開口部で、内部からクレセント等により開放できるもののうち、ガラス厚さ5mm以下のものについては、内部から容易に避難することができ、かつ、外部から容易に破壊することにより進入することができるものとして取り扱う。

なお、開口部のガラスについては、従来からの取扱いを整理すると別紙（削除）のとおりである。

○ 避難上又は消火活動上有効な開口部における格子入複層ガラスの取扱いについて ☆

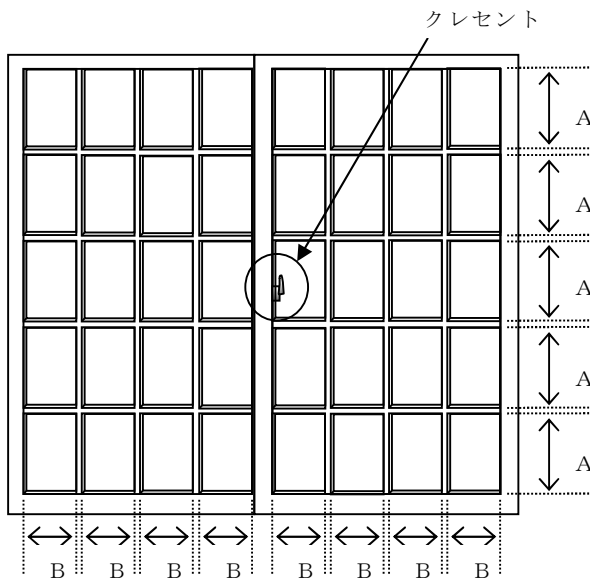
平成22年4月20日新消設第17号 設備保安課長

このことについて、消防法施行規則第5条の2に規定する「避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階」を判定する場合の格子入複層ガラスの取扱いを下記のとおり取扱うこととしたので通知します。
記

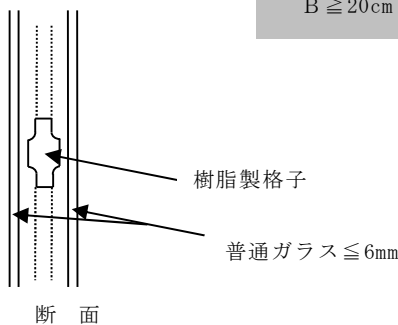
複層ガラスの間に意匠上の格子が入っている開口部で、内部からクレセント等により開放できるもののうち、ガラス厚さ6mm以下の普通ガラスで、格子の間隔が概ね20cm×20cm以上のもの（別図参照）については、内部から容易に避難することができ、かつ、外部からガラスの一部を破壊することによりクレセント等を開錠して進入することができるものとして取り扱う。

その場合、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱う部分は、引違い窓で外部からガラスの一部を破壊することによりクレセント等を開錠し、開放できる部分（「新潟市消防局消防用設備等運用指針◇無窓階●1開口部の取扱い」の△部分）とする。

別図



A ≥ 20cm
B ≥ 20cm



■ Q & A

（避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いと消防用設備等について）

Q クレセント付網入ガラス窓については「避難上又は消火活動上有効な開口部としては認められない。

ただし、外部にバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものに限り認めて差し支えない。」（昭和50年6月16日消防安第65号）の旨の回答があり、このたびの通知（昭和58年9月27日消第1371号）で取扱いが緩やかになったように解釈されるが、すでに無窓階と判定された設置済の消防用設備等については、法的に義務設置又は任意設置のいずれの取扱いとなるか。

A 最近の、全国各地における消防力整備の近代化により、解釈が拡大したものと思われる。従って、すでに無窓階として設置された消防用設備については、現在の算定方法により普通階と判定されれば法的義務はない「任意設置」のものとして取扱われない。（昭和58年10月3日県消防防災課回答）

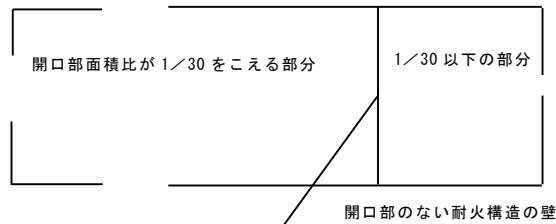
（避難上又は消火活動上有効な開口部における普通ガラスの取扱いについて）

◇平成28年4月1日削除

○ 無窓階の取扱いに関する疑義について ☆

昭和50年6月11日消防安第62号

Q 図のように、1の階において開口部のない耐火構造の壁で区画された部分が存し、当該部分における有効開口部の面積の合計と床面との比が3/10以下の1以下である場合には、当該部分を無窓階として取り扱ってさしつかえないか。



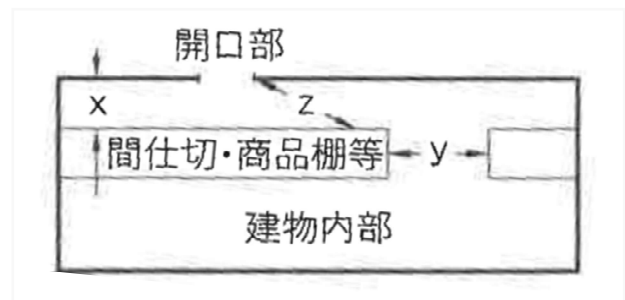
A 設間の間仕切壁が消防法施行令第8条に規定する区画に該当する場合は、お見込みのとおり。

なお、耐火構造以外の構造で間仕切された場合、当該間仕切された部分相互に往来できる開口部を設けるよう指導されたい。

◇平成30年1月1日追加

Q 規則第5条の2第2項第4号において「開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること」とされたが、店舗等で図の如く開口部の前面に商品棚、間仕切等が設置される場合、当該開口部は上記規定に合致するものとして取り扱ってさしつかえないか。

さしつかえないとすれば当該開口部と間仕切との間隔(x m)及び間仕切部分における通路の中(y m)並びにこれら相互間の距離(z m)等について、それぞれの程度とすべきか。



◇ 無窓階

A 設問の場合、原則として認められないが、次の条件に適合する場合又は避難上これと同等以上に支障ないと認められる場合に限り、規則第5条の2に規定する有効な開口部を有するものとして取り扱ってさしつかえない。

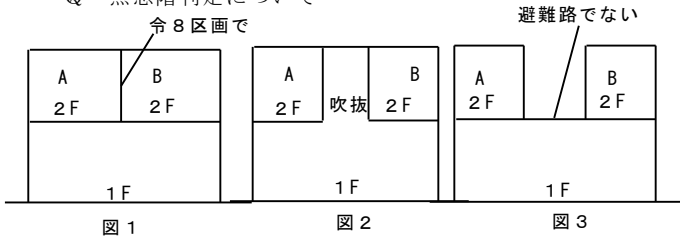
- (1) 商品棚等と外壁との間(以下「外壁通路」という。)の部分は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障のない状態にあること。
- (2) 外壁通路の幅員(x部分)及び間仕切等の出入口の幅員(y部分)はおおむね1.0m以上であること。この場合、外壁通路の幅員が場所により異なる場合は、その最小のものとする。
- (3) 間仕切等の出入口と1の外壁の開口部との間の距離(z部分)はおおむね10m以下であること。

◇令和7年1月1日追加

○ 無窓階の判定、解釈について ☆

昭和57年5月8日消防安第102号

Q 無窓階判定について



上図の場合、いずれも2階のA部分とB部分との往来が直接できないとき、又はほとんどできないときはA・Bとも単独で無窓階の判定をしてもよい。

A 図1から図3までにおいてA部分及びB部分を合わせて判定すること。なお、A及びBの部分に平均して開口部を設けるよう指導されたい。

◇平成30年1月1日追加